

事 務 連 絡

平成19年8月16日

都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐

(医 療 福 祉 担 当)

義肢等補装具支給要綱における基準外支給について

標記については、義肢等補装具支給要綱（平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」の別添）（以下「要綱」という。）の「5 基準外支給」により、労働局長から本省りん伺することと定められている。

したがって、要綱の「3 支給基準」及び「4 修理基準」に定める要件を満たさない場合であっても、支給又は修理を行う必要が真に認められる場合には、要綱に基づき本省りん伺を行う必要があることに留意されたい。

なお、平成19年6月29日厚生労働省告示第231号により障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準において、新たに支給の対象となった車いす及び電動車いすの付属品については別紙1のとおりであるが、これら付属品は要綱の「3 支給基準」に含まれないものであるので注意されたい。また、基準外支給として申請された事案を別紙2のとおり送付するので、業務の参考とされたい。

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」(平成19年6月29日付け厚生労働省告示第231号)により、障害者自立支援法の補装具の車いす及び電動車いすの付属品に次の付属品が追加された。

1 車いす

- ・ ステッキホルダー (杖たて)
- ・ 泥よけ
- ・ 屋外用キャスター (エア一式等)
- ・ 転倒防止用装置
- ・ 滑り止めハンドリム
- ・ キャリパーブレーキ
- ・ フットブレーキ (介助者用)
- ・ 携帯用会話補助装置搭載台
- ・ 酸素ボンベ固定装置
- ・ 人工呼吸器搭載台
- ・ 栄養パック取り付け用ガートル架
- ・ 点滴ポール

2 電動車いす

- ・ ステッキホルダー (杖たて)
- ・ 転倒防止用装置
- ・ クライマーセット (段差乗り越え補助装置)
- ・ フロントサブホイール (溝脱輪防止装置)
- ・ 携帯用会話補助装置搭載台
- ・ 酸素ボンベ固定装置
- ・ 人工呼吸器搭載台
- ・ 栄養パック取り付け用ガートル架
- ・ 点滴ポール

整理番号	申請者の年齢	申請者の性別	基準外支給種目又は付属品	傷病名	障害等級又は傷病等級	りん同事案の概要	備考
1	54	男	電動車いす	脳梗塞 左片麻痺	障害等級 第1級3号	申請人は、脳梗塞による左片麻痺及び右上・下肢に長期臥床による廃用性の筋力低下のため、自力での歩行や、右手のみによる車いすの操作は不可能である。 よって、電動車いすについて、基準外支給としてりん伺があった。	電動車いすの支給対象者： ① 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難であると認められるもの ② (略) ③ (略)
2	58	男	滑り止めハンドリム (車いすの付属品)	頸髄損傷 下肢麻痺	障害等級 第1級3号	申請人は、頸髄損傷による両下肢機能全廃及び両手指機能全廃のため、車いすのハンドリムでは手が滑り車いすの走行に著しい困難をきたす。 よって、滑り止めハンドリムについて、基準外支給としてりん伺があった。	車いすの付属品には該当無し ※障害者自立支援法では支給可
3	36	男	①転倒防止用装置 ②人工呼吸器搭載台 (①②とも車いすの付属品)	高位頸髄損傷 完全四肢麻痺	傷病等級 第1級1号	① 申請人は、高位頸髄損傷による四肢麻痺のため、バランスがとり難く、車いすの乗車時にはリクライニングの姿勢が主であり、また、自宅周辺には段差が多いため、車いすの乗車時には後方に倒れる危険がある。 ② 申請人は、高位頸髄損傷に伴う完全四肢麻痺及び呼吸筋麻痺を有しており、常時人工呼吸器を使用する必要がある。 よって、転倒防止用装置及び人工呼吸器搭載台について、基準外支給としてりん伺があった。	①②とも車いすの付属品には該当無し ※障害者自立支援法では支給可